

令和6年度 共通仕様書（土木工事編） 改定概要
 （令和7年1月20日改定）

1. 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

番号	項目	内容	掲載頁
1	第1編第1章 総則 第1節 総則 1-1-22 建設副産物	再生資源利用計画と再生資源利用促進計画の記載追加 5. 受領書の交付 7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	(I)20～22
2	第1編第3章 無筋、鉄筋コンクリート 第6節 運搬・打設 3-6-9 養生	諸基準類の改定にともなう 2. 湿潤状態の保持 (1)受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 <u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。</u> 通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を目安とする。	(I)105
3	第6節 運搬・打設 3-6-9 養生	諸基準類の改定にともなう 2. 湿潤状態の保持 (2)受注者は、 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	
4	第9節 暑中コンクリート 3-9-2 施工	諸基準類の改定にともなう 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、 <u>所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</u>	(I)113
5	第10節 寒中コンクリート 3-10-2 施工	諸基準類の改定にともなう (1)受注者は、凍結しているか、または冰雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	(I)114
6	第12節 水中コンクリート 3-12-2 施工	諸基準類の改定にともなう 7. 水中コンクリートの打設方法 受注者は、 <u>ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打</u>	(I)118

		設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	
7	第 12 節 水中コンクリート 3-12-2 施工	諸基準類の改定にともなう 9. トレミー打設 (1) 受注者は、 <u>トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。</u>	(I)119
8	第 12 節 水中コンクリート 3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート	諸基準類の改定にともなう 1. 一般事項 受注者は、 <u>海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。</u>	(I)120
9	第 13 節 水中不分離性コンクリート 3-13-3 コンクリートの製造	諸基準類の改定にともなう 3. 材料の計量 (1)受注者は、各材料を 1 バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第 1 編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、 <u>表 3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u>	(I)121
10	第 8 編第 1 章 コンクリートダム 第 4 節 ダムコンクリート工 1-4-5 材料の計量	諸基準類の改定にともなう 2. 各材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1 練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第 1 編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、 <u>表 3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u>	(I)793

2. 共通仕様書（土木工事編Ⅱ）

番号	項 目	内 容	掲載頁
●出来形管理基準			
11	1-2-3-2-2 掘削工（面管理の場合）	測定項目の追加 ・法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）規格値の設定。	(Ⅱ)32
12	3-1-3-6 小型標識工 3-1-3-7 防護柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト） 3-1-3-8-1 路側防護柵工（ガードレール） 3-7-3-8-2 路側防護柵工 （ガードケーブル） 3-1-2-10 道路附属物工 （視線誘導標） （距離標） 4-2-9-4-1 大型標識工 （標識基礎工） 4-2-9-4-2 大型標識工 （標識柱工）	測定基準への追記 ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。	(Ⅱ)47 (Ⅱ)49 (Ⅱ)51 (Ⅱ)212
13	3-1-3-29-2 側溝工 （場所打水路工）	測定基準への追記 [基準高、幅、高さ] ・厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 [延長] ・ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	(Ⅱ)65

14	3-1-3-30 集水柵工	測定基準への追記 ・厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	(Ⅱ)67
15	3-1-4-4-1 既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) 3-1-4-4-2 既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭) 3-1-4-5 場所打杭工 3-1-4-6 深礎工	測定基準への追記 ・傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	(Ⅱ)69 (Ⅱ)71
16	3-1-6-7-1 アスファルト舗装工 (下層路盤工) 3-1-6-7-3 アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 3-1-6-7-5 アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 3-1-6-7-7 アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	測定基準への追記 ・厚さは、 <u>個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値(X)について満足しなければならない。ただし、</u> 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	(Ⅱ)79 (Ⅱ)81 (Ⅱ)83 (Ⅱ)85 (Ⅱ)87 (Ⅱ)89

	<p>3-1-6-7-9 アスファルト舗装工 (基層工)</p> <p>3-1-6-7-11 アスファルト舗装工 (表層工)</p>		
17	<p>3-1-18-2 床版工</p>	<p>図形の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の有効高さ 	(Ⅱ)204
18	<p>4-1-11-4 落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)</p>	<p>測定基準への追記</p> <p>[幅、延長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 	(Ⅱ)207
19	<p>4-1-11-5 落石防護柵工</p>	<p>測定基準への追記</p> <p>[高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 <p>[延長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 	(Ⅱ)207
20	<p>4-1-11-6 防雪柵工</p>	<p>測定基準への追記</p> <p>[高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 <p>[延長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 <p>[基礎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 	(Ⅱ)209

21	<p>7-1-8-4 コンクリート堰堤 本体工</p> <p>7-1-8-6 コンクリート側壁 工</p> <p>7-1-8-8 水叩工</p>	<p>測定基準への追記</p> <p>・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	<p>(Ⅱ)275</p> <p>(Ⅱ)277</p>
●品質管理基準			
22	<p>1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)</p> <p>コンクリートの 圧縮強度試験 空気量測定</p>	<p>摘要への追記</p> <p>・※品質証明書等は配合計画書及び納品書</p>	(Ⅱ)305
23	<p>1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)</p> <p>ひび割れ調査</p>	<p>摘要への追記</p> <p>・ひび割れ幅が0.2mm以上(水密性が要求される構造物の場合0.05mm以上)の場合は、「ひび割れ発生状況調査要領3(2)」によること</p>	(Ⅱ)307
24	<p>29 覆工コンクリート(NATM)</p> <p>コンクリートの 圧縮強度試験</p>	<p>試験時期・頻度への追記</p> <p>・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した資料。</p>	(Ⅱ)393
●写真管理基準			
25	撮影箇所一覧表	<p>削除</p> <p>・提出頻度</p>	(Ⅲ)431-491